

佐賀県地域防災計画（「第2編 風水害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
1	第1章 総則	第1章 総則	
	(略)	(略)	
10	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心な県土づくり 第1項 県土保全施設の整備	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心な県土づくり 第1項 県土保全施設の整備	
	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課、水産課）	国、市町、河川管理者、海岸管理者及び施行者、下水道管理者、ため池の管理者、 県（環境課、まちづくり課、下水道課、農山村課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、港湾課、水産課）	
18 19	2 交通・通信施設 (略) (3) 港湾・漁港 港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。 港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。 また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。 なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。	2 交通・通信施設 (略) (3) 港湾・漁港 港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。 港湾管理者は、 <u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。 また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。 なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。	国基本計画の修正に伴う追記
20	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	第3項 ライフライン施設等の機能の確保	国基本計画の記載との整合のため 社名変更
	市町、 <u>水道事業者等</u> 、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、都市ガス事業者、事業所、 県（行政デジタル推進課、産業政策課、関係各所属）	市町、 <u>水道事業者</u> 、下水道管理者、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社佐賀支社、電気通信事業者、 <u>NTT西日本株式会社</u> 佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、都市ガス事業者、事業所、 県（行政デジタル推進課、産業政策課、関係各所属）	
20	(略) 1 水道施設 (1) 水道施設の安全性の強化 <u>水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）</u> は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。 (2) 水道施設の点検・整備 <u>水道事業者等</u> は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。 (3) 断水対策 <u>水道事業者等</u> は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、 <u>水道事業者等</u> 間の相互応援体制を整備しておくものとする。 (4) 資機材、図面の整備 <u>水道事業者等</u> は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。 <u><新設></u>	(略) 1 水道施設 (1) 水道施設の安全性の強化 <u>水道事業者</u> は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。 (2) 水道施設の点検・整備 <u>水道事業者</u> は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。 (3) 断水対策 <u>水道事業者</u> は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、 <u>水道事業者</u> 間の相互応援体制を整備しておくものとする。 (4) 資機材、図面の整備 <u>水道事業者</u> は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。 (略)	国基本計画の記載との整合のため

頁	現行	修正案	備考
21	<p>(略)</p> <p>2 下水道施設 (略) <u><新設></u> (略)</p> <p>5 電気通信設備等の整備 (1) 電気通信設備等の高信頼化 電気通信事業者（<u>西日本電信電話株式会社</u>佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。</p>	<p><u>(5) 復旧の優先順位の作成</u> <u>水道事業者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 下水道施設 (略) <u>(5) 復旧の優先順位の作成</u> <u>下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>5 電気通信設備等の整備 (1) 電気通信設備等の高信頼化 電気通信事業者（<u>NTT西日本株式会社</u>佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>社名変更</p>
24	<p>第5項 風水害に強い土地利用の推進</p> <p>市町、 県（まちづくり課）</p>	<p>第5項 風水害に強い土地利用の推進</p> <p>市町、 県（まちづくり課）</p>	
24	<p>県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 また、県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 (略)</p>	<p>県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の<u>誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u> また、県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
25	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、 関係各所属）</p>	<p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等</p> <p>市町、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、 県（危機管理防災課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、 関係各所属）</p>	
25	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略) (2) 多様な情報収集手段の整備等 県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (略) (2) 多様な情報収集手段の整備等 県、市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。<u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</u> また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
30	<p>3 電気通信事業者による体制等 (略) (3) 災害用伝言サービスの活用促進 災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等</p>	<p>3 電気通信事業者による体制等 (略) (3) 災害用伝言サービスの活用促進 災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等</p>	

頁	現行	修正案	備考																								
	<p>を確認できる情報通信手段である<u>西日本電信電話株式会社</u>等の通信各社が提供する「災害伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。</p> <p>そのため、県及び市町は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>西日本電信電話株式会社</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル（171） 被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。 <p>(略)</p>	<p>を確認できる情報通信手段である<u>N T T西日本株式会社</u>等の通信各社が提供する「災害伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。</p> <p>そのため、県及び市町は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p> <p>《災害用伝言サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>N T T西日本株式会社</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル（171） 被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。 <p>(略)</p>	社名変更																								
31	<p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>国、県警察、市町、消防機関、防災関係機関、県（危機管理防災課、人事課、行政デジタル推進課、資産活用課、道路課、関係各所属）</p>	<p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>国、県警察、市町、消防機関、防災関係機関、県（危機管理防災課、人事課、行政デジタル推進課、資産活用課、道路課、関係各所属）</p>																									
34	<p>(略)</p> <p>6 道の駅防災拠点の整備</p> <p>国、県及び市町は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</p> <p>《対象となる道の駅》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の駅「うれしのまるく」（嬉野市） <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 ・情報発信拠点 ・緊急物資の基地機能 ・警察・消防・自衛隊等の活動拠点 <p>《対象となる道の駅》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の駅「鹿島」（鹿島市） ○道の駅「しろいし」（白石町） ○<u>道の駅「かみみね」（上峰町）</u> <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防・自衛隊等の活動拠点 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 道の駅防災拠点の整備</p> <p>国、県及び市町は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</p> <p>《対象となる道の駅》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の駅「うれしのまるく」（嬉野市） <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 ・情報発信拠点 ・緊急物資の基地機能 ・警察・消防・自衛隊等の活動拠点 <p>《対象となる道の駅》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道の駅「鹿島」（鹿島市） ○道の駅「しろいし」（白石町） ○<u>道の駅「かみみね」（上峰町）</u> <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防・自衛隊等の活動拠点 <p>(略)</p>	上峰町からの意見を反映																								
35	<p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</p> <p>市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>	<p>第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化</p> <p>市町、消防機関、防災関係機関、県（各協定の担当所属）</p>																									
36	<p>(略)</p> <p>2 保健医療分野の受援体制</p> <p>保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 保健医療福祉分野の受援体制</p> <p>保健医療分野においては、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。</p> <p>また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 県と防災関係機関等との応援協定</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法等の改正に伴う追記																								
37	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名〔所管部署〕</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信・電力</td> <td>災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕</td> <td><u>西日本電信電話株式会社</u>佐賀支店</td> <td>令和 3年 5月28日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	通信・電力	災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕	<u>西日本電信電話株式会社</u> 佐賀支店	令和 3年 5月28日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定名〔所管部署〕</th> <th>協定締結の相手先</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通信・電力</td> <td>災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕</td> <td><u>N T T西日本株式会社</u>佐賀支店</td> <td>令和 3年 5月28日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	通信・電力	災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕	<u>N T T西日本株式会社</u> 佐賀支店	令和 3年 5月28日	社名変更
区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
通信・電力	災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕	<u>西日本電信電話株式会社</u> 佐賀支店	令和 3年 5月28日																								
区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手先	協定締結年月日																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
通信・電力	災害時における相互連携に関する協定〔危機管理防災課〕	<u>N T T西日本株式会社</u> 佐賀支店	令和 3年 5月28日																								

頁	現行				修正案				備考
38 39	医療	(略)	(略)	(略)	医療	(略)	(略)	(略)	新規協定締結による追記
	要配慮者	<u>(新設)</u>			要配慮者	<u>災害時の救護活動に関する協定〔医務課〕</u>	<u>一般社団法人佐賀県臨床検査技師会</u>	<u>令和7年12月18日</u>	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定〔生活衛生課〕	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	令和 2年 6月12日		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定〔生活衛生課、 <u>社会福祉課</u> 〕	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	令和 2年 6月12日	
40		災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔 <u>危機管理防災課</u> 〕	WASHハウス株式会社	令和 6年 9月10日		災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔 <u>社会福祉課</u> 〕	WASHハウス株式会社	令和 6年 9月10日	所管課の追加 所管課の変更による修正
	物資	(略)	(略)	(略)	物資	(略)	(略)	(略)	
		<u>(新設)</u>				<u>災害時における救援物資の供給等に関する協定〔危機管理防災課〕</u>	<u>株式会社ファーストリテイリング</u>	<u>令和 7年 7月 1日</u>	
		<u>(新設)</u>				<u>佐賀県とアイリスオーヤマ株式会社との包括連携協定〔県民協働課〕</u>	<u>アイリスオーヤマ株式会社</u>	<u>令和7年10月16日</u>	
43 44		<u>(新設)</u>				<u>災害時等における資機材の調達に関する協定書〔危機管理防災課〕</u>	<u>トラスコ中山株式会社</u>	<u>令和 7年11月 7日</u>	新規協定締結による追記 新規協定締結による追記 新規協定締結による追記
	その他	(略)	(略)	(略)	その他	(略)	(略)	(略)	
		<u>(新設)</u>				<u>災害支援の四者連携促進に関する協定書〔危機管理防災課〕</u>	<u>佐賀県社会福祉協議会 佐賀県商工会議所連合会 佐賀県商工会連合会 佐賀県中小企業団体中央会 佐賀経済同友会 佐賀県経営者協会 佐賀災害支援プラットフォーム</u>	<u>令和 7年 3月25日</u>	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
45	<p>(略)</p> <p>7 受援計画等の策定</p> <p>各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>県及び市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署にお</p>				<p>(略)</p> <p>7 受援計画等の策定</p> <p>各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>県及び市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>				<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考
	<p>ける受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><u>県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
45	<p>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（農山村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課）</p>	<p>第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>市町、水防管理者、佐賀地方気象台、ライフライン事業者、県（農山村課、森林整備課、県土企画課、河川砂防課、道路課、下水道課、産業政策課）</p>	
47 48	<p>(略)</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立</p> <p>県、市町及びその他の防災関係機関は、<u>平常時</u>から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立</p> <p>県、市町及びその他の防災関係機関は、<u>平時</u>から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。<u>特に、地方公共団体においては、災害時に公共団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p><u>県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>県、市町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
48	<p>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</p>	<p>第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</p> <p>国、自衛隊、海上保安部、県警察、市町、消防機関、医療機関、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、薬務課、社会福祉課、障害福祉課、防災航空センター）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
49	<p>国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。</p>	<p>国、県、市町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整<u>（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体</u></p>	<p>国基本計画</p>

頁	現行	修正案	備考																												
49	<p>また、県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。 (略)</p>	<p><u>制を含む。</u>)等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。 また、県においては、関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとし、<u>平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>の修正に伴う追記</p>																												
49	4 保険医療福祉活動体制の整備	4 保険医療福祉活動体制の整備	<p>施設の新設による一覧更新</p>																												
	(1) 災害拠点病院の整備	(1) 災害拠点病院の整備																													
	(略)	(略)																													
	イ 地域災害拠点病院	イ 地域災害拠点病院																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多久市立病院</td> <td>多久市東多久町1771-4</td> </tr> <tr> <td>やよいがおか鹿毛病院</td> <td>鳥栖市弥生が丘2-143</td> </tr> <tr> <td>唐津赤十字病院</td> <td>唐津市和多田2430</td> </tr> <tr> <td>伊万里有田共立病院</td> <td>西松浦郡有田町二ノ瀬甲860</td> </tr> <tr> <td>白石共立病院</td> <td>杵島郡白石町福田1296</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構嬉野医療センター</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	多久市立病院	多久市東多久町1771-4	やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	白石共立病院	杵島郡白石町福田1296	国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公立佐賀中央病院</u></td> <td><u>多久市東多久町別府3562</u></td> </tr> <tr> <td>やよいがおか鹿毛病院</td> <td>鳥栖市弥生が丘2-143</td> </tr> <tr> <td>唐津赤十字病院</td> <td>唐津市和多田2430</td> </tr> <tr> <td>伊万里有田共立病院</td> <td>西松浦郡有田町二ノ瀬甲860</td> </tr> <tr> <td>白石共立病院</td> <td>杵島郡白石町福田1296</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構嬉野医療センター</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	<u>公立佐賀中央病院</u>	<u>多久市東多久町別府3562</u>	やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860	白石共立病院	杵島郡白石町福田1296	国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3	
病院名	所在地																														
多久市立病院	多久市東多久町1771-4																														
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143																														
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430																														
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860																														
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296																														
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3																														
病院名	所在地																														
<u>公立佐賀中央病院</u>	<u>多久市東多久町別府3562</u>																														
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143																														
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430																														
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860																														
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296																														
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3																														
50	(6) 医療応援体制の整備	(6) 医療応援体制の整備	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>																												
	ア 都道府県の応援体制	ア 都道府県の応援体制																													
	<p>県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>																													
51	<p>また、被災地方公共団体における円滑な保健医療福祉活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</p>	<p>また、被災地方公共団体における円滑な保健医療福祉活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や<u>保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>																												
	イ 関係機関の応援体制	イ 関係機関の応援体制																													
	<p>県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。</p>	<p>県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。</p>																													
	<p>なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。 (略)</p>	<p>なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン<u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。 (略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>																												
	(8) 中長期における医療提供体制の整備等	(8) 中長期における医療提供体制の整備等	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>																												
	<p>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>県は、災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン<u>及び災害薬事コーディネーター</u>も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>																													
	(略)	(略)																													
52	<u>(新設)</u>	<p><u>(14) 福祉的支援体制の整備</u> 県は、<u>災害時の福祉的支援体制の整備のため、佐賀県社会福祉協議会と連携し、災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制整備に努める。</u></p>	<p>災害対策基本法等の改正に伴う追記</p>																												

頁	現行	修正案	備考
	<p>として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ク 車中泊者等への対応</p> <p>市町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>加えて、市町は、在宅避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 車中泊者等への対応</p> <p>市町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。</p> <p><u>さらに、市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p> <p>国基本計画修正に伴う追記</p>
65	<p>第8項 避難行動要支援者対策の強化</p> <p>市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	<p>第8項 避難行動要支援者対策の強化</p> <p>市町、消防機関、社会福祉施設・病院等の管理者、指定避難所に指定された施設の管理者、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、建築住宅課）</p>	
65 66 67 68	<p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県、市町の支援</p> <p>県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。</p> <p>さらに、市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あら</p>	<p>(略)</p> <p>1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新</p> <p>市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県、市町の支援</p> <p>県及び市町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。</p> <p>県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
	<p>かじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>加えて、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>さらに、市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>加えて、市町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。</p> <p>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>(略)</p>	
69	<p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市町、<u>水道事業者等</u>、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）</p>	<p>第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市町、<u>水道事業者</u>、事業所、県民、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、産業政策課、農政企画課、林業課）</p>	国基本計画の記載との整合のため
70	<p>(略)</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、市町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</p> <p>2 備蓄方法等</p> <p>県及び市町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>1 確保の役割分担</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町は、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>加えて、</u>県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、<u>災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、市町単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資支援システム（B-PLo）</u>により県に対して要請を行えるよう体制を整備する。</p> <p>(3) 県</p> <p>県は、<u>避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、<u>新物資支援システム（B-PLo）</u>により国に対して要請を行えるよう体制を整備する。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</p> <p>2 備蓄方法等</p> <p>県及び市町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点を設けるなど体制の整備に努める。</u></p>	<p>国基本計画の修正</p> <p>国基本計画の修正</p> <p>国基本計画の修正</p>

頁	現行	修正案	備考
71	<p>3 食料・飲料水 (略)</p> <p>(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等 県、市町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル) 市町及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。県は市町及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市町及び水道事業者等から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市町及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。 また、県、市町及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。</p>	<p>また、県及び市町は、新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p>3 食料・飲料水 (略)</p> <p>(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等 県、市町及び水道事業者は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル) 市町及び水道事業者は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。県は市町及び水道事業者と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市町及び水道事業者から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市町及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。 また、県、市町及び水道事業者は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。 市町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</p>	国基本計画の修正
74	<p>第12項 災害復旧・復興への備え 市町、防災関係機関、建築物の所有者、県(危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、有明海再生・環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属)</p>	<p>第12項 災害復旧・復興への備え 市町、防災関係機関、建築物の所有者、県(危機管理防災課、法務私学課、税政課、市町支援課、行政デジタル推進課、有明海再生・環境課、循環型社会推進課、建築住宅課、関係各所属)</p>	
75	<p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市町の災害廃棄物処理計画 市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】 ① 被災地域の予測 ② 風水害廃棄物発生予測 ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画 ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画 ⑤ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順(特に最終処分先の確保) ⑥ 市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制 ⑦ 仮置場での破碎・分別体制 ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策 ⑨ 収集運搬車輜とルート計画 ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい) ⑪ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害廃棄物の発生への対応 (1) 市町の災害廃棄物処理計画 市町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 また、県及び市町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。 【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】 ① 被災地域の予測 ② 風水害廃棄物発生予測 ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画 ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画 ⑤ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順(特に最終処分先の確保) ⑥ 市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制 ⑦ 仮置場での破碎・分別体制 ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策 ⑨ 収集運搬車輜とルート計画 ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい) ⑪ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記
76	<p>3 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市町 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体やその他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定</p>	<p>3 罹災証明書の発行体制の整備 (1) 市町 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定</p>	国基本計画の修正に伴う追記

頁	現行	修正案	備考				
	<p>めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>さらに、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。市町は、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 復興対策の研究</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。</p>	<p>めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>さらに、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。市町は、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 復興対策の研究</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとし、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
77	<p>第3節 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="181 621 1427 768"> <tr> <td data-bbox="181 621 587 768">第1項 防災思想・知識の普及</td> <td data-bbox="587 621 1427 768">防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</td> </tr> </table>	第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）	<p>第3節 県民等の防災活動の推進</p> <table border="1" data-bbox="1442 621 2689 768"> <tr> <td data-bbox="1442 621 1849 768">第1項 防災思想・知識の普及</td> <td data-bbox="1849 621 2689 768">防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）</td> </tr> </table>	第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）	
第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）						
第1項 防災思想・知識の普及	防災関係機関、市町、学校等、 県（危機管理防災課、県民協働課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、農山村課、森林整備課、河川砂防課、教育振興課、学校教育課）						
77	<p>(略)</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進</p> <p>各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。</p> <p>防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>2 県民に対する普及啓発、防災学習の推進</p> <p>各防災関係機関は、県民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。</p> <p>防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</p>	<p>近年の防災思想の動向を反映</p>				
81	<table border="1" data-bbox="181 1213 1427 1318"> <tr> <td data-bbox="181 1213 587 1318">第4項 自主防災組織等の育成強化</td> <td data-bbox="587 1213 1427 1318">市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）</td> </tr> </table>	第4項 自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）	<table border="1" data-bbox="1442 1213 2689 1318"> <tr> <td data-bbox="1442 1213 1849 1318">第4項 自主防災組織等の育成強化</td> <td data-bbox="1849 1213 2689 1318">市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）</td> </tr> </table>	第4項 自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）	
第4項 自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）						
第4項 自主防災組織等の育成強化	市町、事業所、県民、 県（危機管理防災課、県民協働課）						
81	<p>大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。</p> <p>このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、県民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。</p> <p>このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p>	<p>大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。</p> <p>このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、県民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。</p> <p>このため、市町は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>				
84	<table border="1" data-bbox="181 1675 1427 1864"> <tr> <td data-bbox="181 1675 587 1864">第7項 災害ボランティア活動の環境整備等</td> <td data-bbox="587 1675 1427 1864">日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第7項 災害ボランティア活動の環境整備等	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）	<table border="1" data-bbox="1442 1675 2689 1864"> <tr> <td data-bbox="1442 1675 1849 1864">第7項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</td> <td data-bbox="1849 1675 2689 1864">日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）</td> </tr> </table>	第7項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
第7項 災害ボランティア活動の環境整備等	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）						
第7項 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、市町、県（危機管理防災課、多文化共生さが推進課、県民協働課、医務課、薬務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、建設・技術課、建築住宅課、河川砂防課）						
84	<p>災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。</p>	<p>災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化に努める。</p>	<p>国基本計画の修正に伴</p>				

頁	現行	修正案	備考
1	<p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町は、<u>平常時</u>から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>県及び市町は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>1 災害ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u></p> <p>県及び市町は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、</u>平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。<u>また、国が整備した被災者援護登録協力団体のデータベースを基に、登録団体との平時からの連携強化に努めるとともに、</u>ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。<u>加えて、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u><一部削除></u></p> <p><u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う一部削除・追記</p>
8 5	<p>第8項 災害教訓の伝承</p> <p>市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第8項 災害教訓の伝承</p> <p>市町、県民、 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	
85 86	<p>85 県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>86 県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>県民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
93	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 県の活動体制</p> <p>県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 県の活動体制</p> <p>県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	
99	<p>(略)</p> <p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <p>※「対策部長の担当事務」：「◇」の者は、対策部長の事務のうち当該担当事務のとりまとめ等を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(災害対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <p>※「対策部長の担当事務」：「◇」の者は、対策部長の事務のうち当該担当事務のとりまとめ等を行う。</p>	

頁	現行	修正案	備考																																
103 104	<p>※「関係（対応）課等」：各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。</p> <p>※各対策部長の担任意務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任意務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係（対応） 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)</td> <td>(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇<u>スポーツ課長</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること </td> <td>観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進グループ</u> <u>スポーツ課</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応） 課等	(略)	(略)	(略)	(略)	文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)	(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇ <u>スポーツ課長</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること 	観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進グループ</u> <u>スポーツ課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>※「関係（対応）課等」：各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。</p> <p>※各対策部長の担任意務について専門的知識を必要とする場合は、総括対策部をはじめとした他の対策部や当該担任意務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担任意務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係（対応） 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)</td> <td>(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇<u>スポーツチーム ブメントチーム リーダー</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること </td> <td>観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進チーム</u> <u>スポーツチームブメントチーム</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応） 課等	(略)	(略)	(略)	(略)	文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)	(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇ <u>スポーツチーム ブメントチーム リーダー</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること 	観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進チーム</u> <u>スポーツチームブメントチーム</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応） 課等																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)	(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇ <u>スポーツ課長</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること 	観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進グループ</u> <u>スポーツ課</u>																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
対策部 対策部長	対策部長の 担任意務	左の主な内容	関係（対応） 課等																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
文化・観光・スポーツ対策部 ●文化・観光局長 (正) ●SAGA2024・SSP推進局長 (副)	(略) 観光、一時滞在者対策 ◇観光課長 スポーツ対策 ◇ <u>スポーツチーム ブメントチーム リーダー</u>	<ul style="list-style-type: none"> 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 避難所に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること 帰宅困難者対策に関すること スポーツ施設の被害調査及び災害対策に関すること スポーツ施設の来場者の避難に関すること 	観光課 <u>SAGAスポーツピラミッド推進チーム</u> <u>スポーツチームブメントチーム</u>																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
113	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、県（危機管理防災課、河川砂防課、道路課）</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>防災関係機関、佐賀地方気象台、道路管理者、県（危機管理防災課、河川砂防課、道路課）</p>																																	
113 114	<p>国及び県は、避難指示の発令基準に活用する防災気象情報を、警報レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。</p> <p>1 風水害に係る警報等の種類 (略)</p> <p>(3) 水位情報の周知 (略)</p> <p>イ 内水 県又は市町は、<u>県又は市町</u>が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者<u>並びに県にあっては市町の長</u>に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 (略)</p>	<p>国及び県は、避難指示の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。</p> <p>1 風水害に係る警報等の種類 (略)</p> <p>(3) 水位情報の周知 (略)</p> <p>イ 内水 <u>市町は、市町</u>が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 (略)</p>	<p>適切な文言へ修正</p> <p>県が管理する施設に雨水出水特別警戒水位を定めた施設はないため</p>																																
123	<p>第3項 災害未然防止活動</p> <p>水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、電気事業者、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第3項 災害未然防止活動</p> <p>水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、電気事業者、市町、県（危機管理防災課、関係各所属）</p>																																	
123	<p>水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</p> <p>河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</p> <p>河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。</p> <p>県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>国基本計画の修正</p>																																

頁	現行	修正案	備考
	<p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。</p>	<p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。</p>	
124 126	<p>第3節 災害情報の収集・連絡、報告 第3項 災害情報の連絡方法 防災関係機関、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第3節 災害情報の収集・連絡、報告 第3項 災害情報の連絡方法 防災関係機関、 県（危機管理防災課）</p>	
127	<p>(略)</p> <p>【情報収集・連絡系統図】</p>	<p>(略)</p> <p>【情報収集・連絡系統図】</p>	<p>国基本計画の記載との整合のため</p>
128	<p>第4 被害状況等の報告 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	<p>第4 被害状況等の報告 県（危機管理防災課、関係各所属）</p>	
128 129 130	<p>(略)</p> <p>2 報告の要領 (略)</p> <p>(3) 報告の要領 (略)</p> <p>イ 被害概況即報 (略)</p> <p>(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 報告の要領 (略)</p> <p>(3) 報告の要領 (略)</p> <p>イ 被害概況即報 (略)</p> <p>(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、<u>収集した情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して</u>関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正</p>

頁	現行	修正案	備考																																										
144 146	第7節 応援協力体制 第1 相互協力体制 指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、防災航空センター、関係各所属）	第7節 応援協力体制 第1 相互協力体制 指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、市町、消防機関、自主防災組織（企業等を含む）、県（危機管理防災課、防災航空センター、関係各所属）																																											
146 147	1 市町、消防機関が実施する措置 (略) (3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請 ア 市町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。 イ 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。 ウ 派遣要請者は、市町長、市町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。 エ 要請必要事項 要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。 <u><新設></u> (略)	1 市町、消防機関が実施する措置 (略) (3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請 ア 市町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。 イ 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。 ウ 派遣要請者は、市町長、市町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。 エ 要請必要事項 要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。 <u>オ 市町はイに記載する要請ができない場合にはその旨及び災害の状況を県に通知するものとする。</u> (略)	国基本計画の修正に伴う追記																																										
160	第10節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）	第10節 保健医療福祉活動計画 第1項 保健医療福祉活動 国、自衛隊、海上保安部、県警察、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、郡市医師会、その他医療関係機関、市町県（危機管理防災課、人事課、健康福祉政策課、医務課、 社会福祉課、長寿社会課、薬務課、各保健福祉事務所 ）	記載内容の変更に伴う関係課の追記																																										
160 162	1 保健医療福祉活動の総合調整について (略) (2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整 保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) 4 保健医療福祉活動チーム (1) 活動 保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。 (2) 種類と派遣時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣時期</th> <th>派遣元</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">急性期</td> <td>災害拠点病院</td> <td>災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ基地・連携病院</td> <td>ドクターヘリ</td> </tr> <tr> <td>佐賀県医師会</td> <td>医療救護班（JMAT佐賀）</td> </tr> <tr> <td>協定締結医療機関</td> <td>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 その他</td> <td>救護班 その他の医療救護班等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">亜急性期以降</td> <td>日本医師会</td> <td>災害医療チーム（JMAT）</td> </tr> <tr> <td>佐賀県歯科医師会</td> <td>歯科医療救護班</td> </tr> <tr> <td>佐賀県看護協会</td> <td>災害支援ナースによる看護班</td> </tr> </tbody> </table>	派遣時期	派遣元	名称	急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	日本赤十字社 その他	救護班 その他の医療救護班等	亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班	1 保健医療福祉活動の総合調整について (略) (2) 保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動の総合調整 保健医療福祉調整本部を設置した場合は、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チーム（ドクターヘリを含む。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期 <u>及び災害薬事コーディネーター</u> リエゾンは、保健医療福祉調整本部に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 (略) 4 保健医療福祉活動チーム (1) 活動 保健医療福祉活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療分野と健康管理を行う保健分野、福祉分野の多様な職種で構成する福祉分野からなるチームのことであり、救護所等に <u>おける</u> 医療活動や、 <u>避難所等における保健活動及び要支援者等への福祉的支援活動</u> を行う。 (2) 種類と派遣時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣時期</th> <th>派遣元</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">急性期</td> <td>災害拠点病院</td> <td>災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ基地・連携病院</td> <td>ドクターヘリ</td> </tr> <tr> <td>佐賀県医師会</td> <td>医療救護班（JMAT佐賀）</td> </tr> <tr> <td>協定締結医療機関</td> <td>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 その他</td> <td>救護班 その他の医療救護班等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">亜急性期以降</td> <td>日本医師会</td> <td>災害医療チーム（JMAT）</td> </tr> <tr> <td>佐賀県歯科医師会</td> <td>歯科医療救護班</td> </tr> <tr> <td>佐賀県看護協会</td> <td>災害支援ナースによる看護班</td> </tr> </tbody> </table>	派遣時期	派遣元	名称	急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	日本赤十字社 その他	救護班 その他の医療救護班等	亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班	国基本計画の修正に伴う追記
派遣時期	派遣元	名称																																											
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む																																											
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ																																											
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）																																											
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）																																											
	日本赤十字社 その他	救護班 その他の医療救護班等																																											
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）																																											
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班																																											
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班																																											
派遣時期	派遣元	名称																																											
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む																																											
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ																																											
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）																																											
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）																																											
	日本赤十字社 その他	救護班 その他の医療救護班等																																											
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）																																											
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班																																											
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班																																											

頁	現行	修正案	備考																				
	<table border="1"> <tr><td>独立行政法人国立病院機構</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td>独立行政法人地域医療機能推進機構</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td>国立大学病院</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr><td>その他</td><td>その他の医療救護班等</td></tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	医療救護班	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班	国立大学病院	医療救護班	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	その他	その他の医療救護班等	<table border="1"> <tr><td>独立行政法人国立病院機構</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td>独立行政法人地域医療機能推進機構</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td>国立大学病院</td><td>医療救護班</td></tr> <tr><td><u>佐賀県、佐賀県社会福祉協議会</u></td><td><u>佐賀県災害派遣福祉チーム (DWAT)</u></td></tr> <tr><td>その他</td><td>その他の医療救護班等</td></tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	医療救護班	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班	国立大学病院	医療救護班	<u>佐賀県、佐賀県社会福祉協議会</u>	<u>佐賀県災害派遣福祉チーム (DWAT)</u>	その他	その他の医療救護班等	
独立行政法人国立病院機構	医療救護班																						
独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班																						
国立大学病院	医療救護班																						
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																						
その他	その他の医療救護班等																						
独立行政法人国立病院機構	医療救護班																						
独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班																						
国立大学病院	医療救護班																						
<u>佐賀県、佐賀県社会福祉協議会</u>	<u>佐賀県災害派遣福祉チーム (DWAT)</u>																						
その他	その他の医療救護班等																						
163	<p>(3) 市町からの県への派遣要請 被災市町は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(4) 県による派遣要請・調整 県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 他県等への応援要請 県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災地域外での医療活動 県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>6 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地域の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送又は広域搬送拠点から非被災地域の医療機関までの重病者の輸送を実施するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、必要に応じて、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、搬送手段の優先確保の要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 市町からの県への派遣要請 被災市町は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u> は、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(4) 県による派遣要請・調整 県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。<u>また、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム (DWAT) を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。</u> その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 他県等への応援要請 県は、必要に応じ、他県等に対し、各種協定に基づく応援要請を行う。 <u>また、県は、必要に応じ政府本部に対し被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 被災地域外での医療活動 県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>6 広域後方医療施設への傷病者の搬送 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地域の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送又は広域搬送拠点から非被災地域の医療機関までの重病者の輸送を実施するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン <u>及び災害薬事コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 <u>加えて</u> 県は、必要に応じて、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、搬送手段の優先確保の要請を行う。<u>また、必要に応じ、政府本部に対し船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p> <p>国基本計画の修正に伴う追記</p>																				
164	<p><u>(新設)</u></p>	<p>9 <u>避難者の福祉的支援</u> <u>県は災害派遣福祉チーム (DWAT) を避難所等に派遣し、高齢者、障害者等の多様な福祉ニーズへ対応する。</u></p>	<p>災害対策基本法等の改正に伴う追記</p> <p>関係機関の追加に伴う</p>																				

頁	現行		修正案		備考
					修正
166	第3項 医療施設の応急復旧	国、市町、被災医療機関、電気事業者、 県（医務課、 <u>社会福祉課</u> ）	第3項 医療施設の応急復旧	国、市町、被災医療機関、電気事業者、 県（医務課、 <u>健康福祉政策課</u> ）	業務の所管課に変更
	(略)		(略)		
167	第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応	市町、 県（医務課、社会福祉課、障害福祉課）	第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応	市町、 県（ <u>健康福祉政策課</u> 、医務課、社会福祉課、障害福祉課）	業務の所管課を追加
	(略)		(略)		
172	第14節 避難計画		第14節 避難計画		
177	第4項 主な施設における避難	学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用 する特定施設等の管理者、市町、県（法務私学課、危機管理防災 課、こども未来課、 <u>スポーツ課</u> 、文化課、まなび課、健康福祉政 策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参 画・女性の活躍推進課、こども家庭課、教育総務課、教育振興 課、学校教育課）	第4項 主な施設における避難	学校等・病院等医療機関・社会福祉施設・不特定多数の者が利用 する特定施設等の管理者、市町、県（法務私学課、危機管理防災 課、こども未来課、 <u>スポーツチーム</u> 、文化課、まな び課、健康福祉政策課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害 福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、教育総務 課、教育振興課、学校教育課）	所属名変更 による修正
	(略)		(略)		

頁	現行	修正案	備考	
178	<p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等</p> <p>市町、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）</p>	<p>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等</p> <p>市町、県（危機管理防災課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、教育総務課、教育振興課、学校教育課）</p>		
178	<p>(略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>市町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。</p> <p>また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>市町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。</p> <p>また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>	
179	<p>なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。</p> <p>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>市町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。</p> <p>そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、<u>栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を講じる。避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況<u>＜一部削除＞等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、</u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、<u>＜一部削除＞</u>洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>		<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
180	<p>(3) 男女双方の視点等への配慮</p> <p>市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p>	<p>(3) 男女双方の視点等への配慮</p> <p>市町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方や<u>子ども・若者の居場所の確保、性暴力被害の防止</u>に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭や<u>子ども・若者の安全</u>とニーズに配慮した指定</p>		<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>

頁	現行	修正案	備考
	<p>なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>避難所の運営管理を<u>行うものとする。</u></p> <p>なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p>(略)</p>	
182	<p>第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</p> <p>第2項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等 市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</p>	<p>第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動</p> <p>第2項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営管理等 市町、県警察、県（危機管理防災課、県民協働課、健康福祉政策課、生活衛生課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課、土地利活用課、建築住宅課）</p>	関係機関の追記
183	<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や<u>子ども、若者</u>をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記
188 189	<p>第17節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2項 交通対策 県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、県（港湾課、農山村課、道路課、水産課）</p>	<p>第17節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2項 交通対策 県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、市町、県（港湾課、農山村課、道路課、水産課）</p>	関係機関の追記
189	<p>1 陸上交通</p> <p>(1) 道路交通確保の措置</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。</p> <p>また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 陸上交通</p> <p>(1) 道路交通確保の措置</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い<u>緊急車両の通行の確保及び</u>道路機能の確保に努める。</p> <p>また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、<u>道路啓開</u>、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正
191	<p>第3項 輸送対策 防災関係機関、県警察、市町、県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、産業政策課、水産課、総務事務センター、防災航空センター）</p>	<p>第3項 輸送対策 防災関係機関、県警察、市町、県（危機管理防災課、空港課、交通政策課、産業政策課、水産課、総務事務センター、防災航空センター）</p>	
193	<p>(略)</p> <p>5 緊急通行車両の確認及び事前届出</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の事前届出</p> <p>各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用を努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 緊急通行車両の確認及び事前届出</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の事前届出</p> <p>各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用を努める。</p> <p><u>ただし、市町が所有する緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）は県危機管理防災課が行う。</u></p> <p>(略)</p>	制度運用の実態に合わせた修正
195	<p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p>	<p>第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p>	
195	<p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であ</p>	<p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、<u>新物資システム（B-P L o）</u>を活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であ</p>	国基本計画の修正に伴う追記

頁	現行	修正案	備考
	<p>るときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>るときは、<u>新物資システム(B-P L o)</u>を活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記
197	<p>第2項 飲料水の供給計画</p> <p><u>水道事業者等</u>、市町、 県(生活衛生課)</p>	<p>第2項 飲料水の供給計画</p> <p><u>水道事業者</u>、市町、 県(生活衛生課)</p>	国基本計画の記載との整合のため
197	<p>風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、<u>水道事業者等</u>、市町、県は相互に連携し、応急給水を行う。</p> <p>なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。</p> <p>1 水道施設の応急復旧</p> <p><u>水道事業者等</u>は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第22節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。</p> <p>2 応急給水</p> <p>(1) 市町</p> <p>市町は、<u>水道事業者等</u>と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。</p>	<p>風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、<u>水道事業者</u>、市町、県は相互に連携し、応急給水を行う。</p> <p>なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。</p> <p>1 水道施設の応急復旧</p> <p><u>水道事業者</u>は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第22節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。</p> <p>2 応急給水</p> <p>(1) 市町</p> <p>市町は、<u>水道事業者</u>と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。</p>	国基本計画の記載との整合のため
213 214	<p>第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <p>第5項 港湾、漁港</p> <p>港湾管理者、漁港管理者、 県(港湾課、水産課)</p>	<p>第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <p>第5項 港湾、漁港</p> <p>港湾管理者、漁港管理者、 県(港湾課、水産課)</p>	
214	<p>1 被害状況の把握、連絡</p> <p>港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市町に対し、この結果を連絡する。</p> <p>災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 被害状況の把握、連絡</p> <p>港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、<u>被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行い</u>、県、市町に対し、この結果を連絡する。</p> <p>災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。</p> <p>(略)</p>	国基本計画の修正に伴う追記
216	<p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>第1項 水道施設</p> <p><u>水道事業者等</u></p>	<p>第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>第1項 水道施設</p> <p><u>水道事業者</u></p>	国基本計画の記載との整合のため
216	<p>水道事業者及び水道用水供給事業者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。</p> <p>被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。</p> <p>また、県、市町及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供しよう努める。</p>	<p><u>水道事業者及び水道用水供給事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>また、水道事業者及び水道用水供給事業者は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。</p> <p>被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。</p> <p>また、県、市町及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供しよう努める。</p> <p><u>水道事業者は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携して上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p>	国基本計画の修正に伴う追記
216	<p>第2項 下水道施設</p> <p>下水道事業者</p>	<p>第2項 下水道施設</p> <p>下水道<u>管理者</u></p>	
216	<p>下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるととも</p>	<p>下水道管理者は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるととも</p>	

頁	現行		修正案		備考																																														
	に、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。 また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。		に、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。 <u>下水道管理者は、災害の発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、水道業者と連携して上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u> また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。		国基本計画の修正に伴う追記																																														
218	第5項 電話施設	西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	第5項 電話施設	NTT西日本株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	社名変更																																														
218	<u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。		<u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。		社名変更																																														
230 232	第29節 災害救助法の適用 第5項 救助の種類	市町、 県（危機管理防災課）	第29節 災害救助法の適用 第5項 救助の種類	市町、 県（危機管理防災課）																																															
232	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 被災者の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>6 被災した住宅の応急修理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>7 学用品の給与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>8 埋葬</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>9 死体の捜索及び処理</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>		救助の種類	実施主体	1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 被災者の救出	知事、市町長	6 被災した住宅の応急修理	知事、市町長	7 学用品の給与	知事、市町長	8 埋葬	知事、市町長	9 死体の捜索及び処理	知事、市町長	10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市町長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>4 医療及び助産</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td>5 被災者の救出</td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>6 福祉サービスの提供</u></td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>7 被災した住宅の応急修理</u></td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>8 学用品の給与</u></td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>9 埋葬</u></td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>10 死体の捜索及び処理</u></td><td>知事、市町長</td></tr> <tr><td><u>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></td><td>知事、市町長</td></tr> </tbody> </table>		救助の種類	実施主体	1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市町長	2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長	4 医療及び助産	知事、市町長	5 被災者の救出	知事、市町長	<u>6 福祉サービスの提供</u>	知事、市町長	<u>7 被災した住宅の応急修理</u>	知事、市町長	<u>8 学用品の給与</u>	知事、市町長	<u>9 埋葬</u>	知事、市町長	<u>10 死体の捜索及び処理</u>	知事、市町長	<u>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>	知事、市町長	災害救助法の改正による追記
救助の種類	実施主体																																																		
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市町長																																																		
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																																		
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																																		
4 医療及び助産	知事、市町長																																																		
5 被災者の救出	知事、市町長																																																		
6 被災した住宅の応急修理	知事、市町長																																																		
7 学用品の給与	知事、市町長																																																		
8 埋葬	知事、市町長																																																		
9 死体の捜索及び処理	知事、市町長																																																		
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、市町長																																																		
救助の種類	実施主体																																																		
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、市町長																																																		
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、市町長																																																		
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、市町長																																																		
4 医療及び助産	知事、市町長																																																		
5 被災者の救出	知事、市町長																																																		
<u>6 福祉サービスの提供</u>	知事、市町長																																																		
<u>7 被災した住宅の応急修理</u>	知事、市町長																																																		
<u>8 学用品の給与</u>	知事、市町長																																																		
<u>9 埋葬</u>	知事、市町長																																																		
<u>10 死体の捜索及び処理</u>	知事、市町長																																																		
<u>11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>	知事、市町長																																																		
241	第33節 保健衛生計画		第33節 保健衛生計画																																																
241	風水害時において、県及び市町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 (略)		風水害時において、県及び市町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態や <u>多様なニーズ</u> の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。 (略)		国基本計画の修正に伴う追記																																														
259	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な現状復旧	市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、 <u>スポーツ課</u> 、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第2項 迅速な現状復旧	市町、県警察、関係施設の管理者等、 県（法務私学課、こども未来課、循環型社会推進課、 <u>スポーツムーブメントチーム</u> 、文化課、まなび課、医務課、社会福祉課、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課、ものづくり産業課、生産者支援課、水産課、林業課、県土企画課、まちづくり課、下水道課、農山村課、農地整備課、建築住宅課、河川砂防課、森林整備課、空港課、交通政策課、道路課、港湾課、資産活用課、教育総務課）	所属名変更による修正																																														
	(略)		(略)																																																
263	第2節 被災者の生活再建等への支援 第1項 被災者相談	防災関係機関、国、市町、 県（広報広聴課、市町支援課、関係各所属）	第2節 被災者の生活再建等への支援 第1項 被災者相談	防災関係機関、国、市町、 県（広報広聴課、市町支援課、関係各所属）																																															

頁	現行	修正案	備考
263	<p>県、市町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。</p> <p>なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p>	<p><u>国（総務省九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター））は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p> <p>県、市町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。</p> <p>なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p>	<p>指定地方行政機関の追加指定に伴う追記</p>